支払基金・国保統一事例

【　注射　】

３１１　人工透析中の閉塞性動脈硬化症等に対するアルプロスタジルの算定について

《令和６年９月３０日》

○　取扱い

①　次の傷病名に対するアルプロスタジル（パルクス注、リプル注等）の算定は、原則として認められる。
⑴　人工透析中の閉塞性動脈硬化症
⑵　潰瘍を伴わない慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
②　人工透析に対するアルプロスタジル（パルクス注、リプル注等）の算定は、原則として認められない。

○　取扱いを作成した根拠等

パルクス注、リプル注については、添付文書に作用機序として「本剤の有効成分はPGE_1であり、PGE_1は血管拡張作用に基づく血流増加作用及び血小板凝集抑制作用を有する」と記載されており、その主な効能・効果は「慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）における四肢潰瘍ならびに安静時疼痛の改善、進行性全身性硬化症及び全身性エリテマトーデスにおける皮膚潰瘍の改善、糖尿病における皮膚潰瘍の改善、振動病における末梢血行障害に伴う自覚症状の改善ならびに末梢循環・神経・運動機能障害の回復」である。

しかし、安静時疼痛や四肢潰瘍を伴わない場合でも、下肢の冷感、しびれ、間欠性跛行などの有症状に対しては薬理作用として有効と判断される。

以上のことから、人工透析中の閉塞性動脈硬化症、潰瘍を伴わない慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）に対するアルプロスタジル（パルクス注、リプル注等）の算定は原則として認められると判断した。

また、人工透析実施のみに対する算定は原則として認められないと判断した。